

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五十一号

平成二十年
九月十二日

金 曜 日

目 次

保安林の指定の解除の予定……………一

告 示

山梨県告示第三百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

笛吹市御坂町上黒駒字出崎五三五八の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番